

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆さまや価値創造を図る事業者の皆さまとの連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- 既に導入済みの EDI その他の電子取引の運用改善と更なる導入促進を通じて、双方の契約事務手続きの簡易化、効率化を進めます。
- サプライチェーン全体の情報共有・可視化により、当社と取引先双方に利益をもたらす関係構築を進めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り上げ一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当社では、取引先との公正で良好な関係を保つ為、商取引に関するガイドラインを定め、当社が行う調達、制作、委託等の取引は、このガイドラインに沿って行います。

また、J:COM グループは、法を遵守し高い倫理観をもって、公正・公平な購買活動を積極的に推進していくための「J:COM グループ持続可能な責任ある調達方針」（以下、「調達方針」）を策定し公表しています。「調達方針」は、お客さまにご満足いただけるサービスの提供、企業と社会の持続的発展を目指し、取引先に対して要請・支援を行い、サプライチェーン全体にこの取り組みを広げていくことを目的としています。

今後、「調達方針」への取引先の皆さまのご理解・ご賛同によるパートナーシップ体制の強化により、調達水準のさらなる向上を目指していきます。

2025 年 3 月 14 日

株式会社ジェイコムウエスト

代表取締役社長 櫻井 俊一